

# 基本目標 4

## ひとと環境にやさしい安全で快適なまち

### 【環境・都市整備の分野】

#### 基本目標 4 ひとと環境にやさしい安全で快適なまち

【環境・都市整備の分野】

##### 基本施策1 未来につなぐ環境都市の実現

- 施策23 自然環境
- 施策24 都市環境
- 施策25 循環型社会

##### 基本施策2 自然と調和した安全で快適な都市の形成

- 施策26 土地利用
- 施策27 都市基盤整備
- 施策28 公共交通
- 施策29 道路
- 施策30 公園
- 施策31 住宅
- 施策32 上水道
- 施策33 下水道



## 基本方針

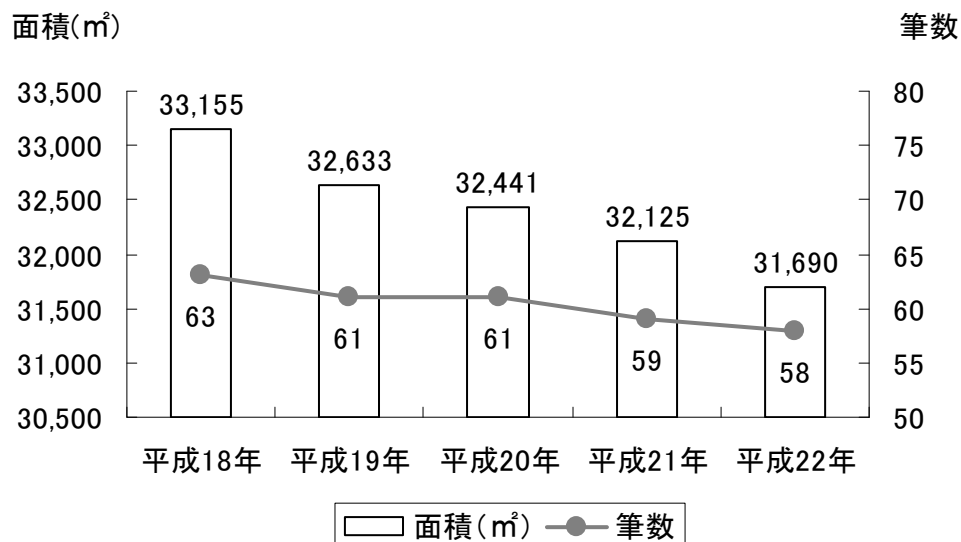
水や緑あふれる貴重な自然を保全し、美しい羽村の自然環境を将来の世代に継承していきます。

## 現状と課題

- 1 市内を流れる多摩川は、野鳥や植物、魚類や水生生物が多数生息し、史跡である玉川上水や都立羽村草花丘陵自然公園などの周辺地域とともに、恵まれた自然を求めて多くの人々が訪れる憩いの場所となっています。  
市ではこれまで、公共下水道の整備などにより、多摩川の水質向上や汚染防止に努めてきました。また、市民による保全活動や監視活動も行われています。しかし、川を汚す行為もなくならないため、これからも多摩川や周辺地域の環境を守っていく必要があります。
- 2 市内の青梅線以西には、現在、わずかながら崖線からの湧水が残され、また、市内全域には、約130箇所の井戸が存在しています。こうした湧水や地下水などをはじめとする水環境は、生物の貴重な生息環境となるばかりでなく、良質な羽村の水道の水源にもなっており、市民の暮らしを支えています。  
市ではこれまで、樹林地の保全や雨水浸透施設の設置などにより、雨水の地下浸透や地下水の保全に努めてきましたが、都市化により雨水の地下浸透がしにくくなる中、これからも水環境を守っていく必要があります。
- 3 都市化の進展により緑が減少していく中で、市内には、崖線の樹林地や屋敷林、寺社林、住宅の緑など、生物の生息場所として、また、市民に癒しと安らぎを与えてくれる場所として、貴重な緑が残されています。  
市ではこれまで、保存樹林地の指定や緑地の購入、また、市民や事業者と協働し、緑の保全に努めてきましたが、これからも、今ある貴重な緑を守っていくとともに、緑を増やしていくことが求められています。

保存樹林地面積経年変化

|                     | 平成 18 年 | 平成 19 年 | 平成 20 年 | 平成 21 年 | 平成 22 年 |
|---------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 所有者数                | 29      | 28      | 28      | 29      | 29      |
| 筆数                  | 63      | 61      | 61      | 59      | 58      |
| 面積(m <sup>2</sup> ) | 33,155  | 32,633  | 32,441  | 32,125  | 31,690  |



## 今後の方向性

---

### 1 多摩川の環境保全

- 1) 多摩川の水質調査や水生生物調査を実施し、水質や生物の生息状況を把握します。
- 2) 自然観察会などを実施し、多摩川流域に対する環境保全意識を高めます。
- 3) 市民等と協働して、多摩川の水質調査などの監視活動や、市内いっせい美化運動などによる保全活動を推進します。

### 2 水環境の保全

- 1) 地下水の水質調査を実施し、地下水や湧水の状況を監視します。
- 2) 良好な生活環境を維持するため、崖線や樹林地などの緑を保全し、地下水の涵養に努めます。
- 3) 個人住宅等に雨水浸透施設の普及を図り、雨水の地下浸透を促進します。

### 3 緑の保全・創出

- 1) 緑の保全や都市空間の緑の創出など、緑に関する諸施策を計画的に推進するため、緑の基本計画を策定します。
- 2) 崖線樹林地などを保全するため、市民や事業者などによるボランティアと協働した緑地保全活動を推進します。
- 3) 緑の環境教室などを開催し、樹林地や緑地などの重要性について市民の理解を深め、緑の保全意識の高揚を図ります。
- 4) 減少傾向にある緑を増やしていくため、生け垣などによる住宅地の緑化を促進するとともに、公共施設の緑化を推進します。

## 主 な 事 業

|   | 事業名          | 事業内容                                                     |
|---|--------------|----------------------------------------------------------|
| 1 | 多摩川水質調査の実施   | 多摩川の水質を定期的に調査し、環境基準に基づく水質を監視します。                         |
| 2 | 多摩川水生生物調査の実施 | 多摩川の水生生物の生息状況を調査し、生育環境としての水質を監視します。                      |
| 3 | 地下水水質調査の実施   | 地下水の水質を調査し、有害物質などの状況を監視します。                              |
| 4 | 緑の基本計画の策定    | 緑に関する諸施策を計画的に推進するため、緑の基本計画を策定します。                        |
| 5 | 緑地保全活動の支援    | 市民ボランティアによる樹林地等の緑地保全活動を支援します。                            |
| 6 | 緑の環境教育の実施    | 緑の環境教育を実施し、緑の重要性について市民の理解を深め、意識の高揚を図ります。                 |
| 7 | 生け垣による緑化     | 緑化推進と災害防止のため、新たな生け垣等の設置費を助成します。                          |
| 8 | 緑のネットワークの形成  | 公共施設の緑化を推進するとともに、街路樹や住宅の緑などを結ぶ緑のネットワークを形成し、まちに緑を広げていきます。 |

## 目標指標

|     | 指標名                | 現状              | 目標<br>(平成28年度) |
|-----|--------------------|-----------------|----------------|
| 指標1 | 緑地管理ボランティア団体への登録者数 | 49人<br>(平成22年度) | 100人           |
| 指標2 | 緑の環境教室への参加者数       | 21人<br>(平成22年度) | 50人            |

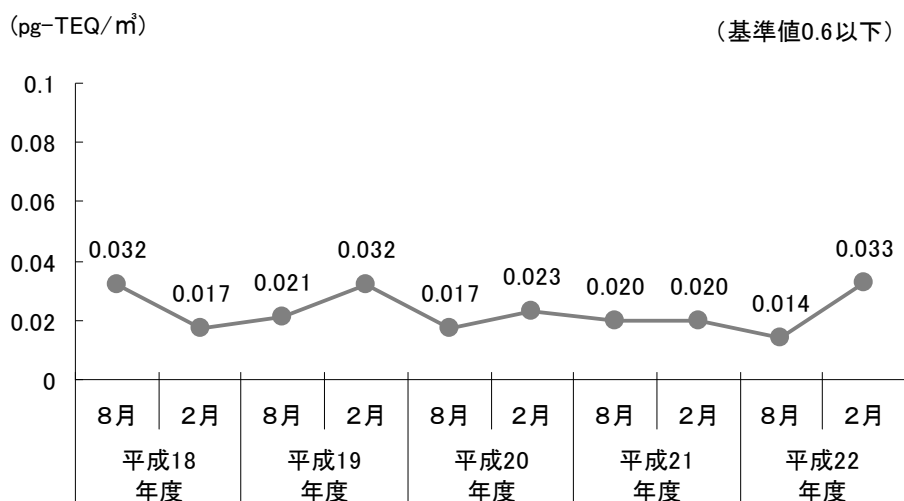
## 基本方針

市民・事業者・行政が協働し、市民が健康で安全かつ快適に暮らせる都市環境を、将来の世代に継承していきます。

## 現状と課題

- 1 人々の日常生活や事業活動が、地球環境にまで影響を及ぼし、特に、地球の温暖化は、各地で異常気象を引き起こすなど、解決していかなければならない喫緊の課題であるといわれています。  
市ではこれまで、自然エネルギーの利用や省エネルギーの推進などにより、地球温暖化の防止を図ってきました。  
さらに、市域から排出される温室効果ガスの削減が求められており、平成23年3月に策定した「地球温暖化対策地域推進計画」に基づく施策を着実に実施していく必要があります。  
また、市自らが、環境マネジメントシステムをいち早く導入し、省エネルギーや省資源などに取り組んできましたが、公共施設から排出される温室効果ガスのさらなる削減が求められており、「地球温暖化対策実行計画」に基づく施策を着実に実行し、削減目標を達成していくことが必要です。
- 2 羽村市は、職住近接の都市として良好な都市環境を維持保全し、公害の少ないまちとして発展してきました。  
市ではこれまで、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる良好な環境を確保するため、各種法令等に基づく工場等の指導などにより、大気や水、土壤環境などの汚染の防止等に努めてきました。  
これからも引き続き、市内環境の把握に努め、汚染等の未然防止、拡大防止に努めるなど、良好な都市環境を維持していく必要があります。また、東日本大震災に伴い発生した原子力発電所の事故により、市民の放射性物質による健康影響に対する不安が高まっているため、市民の不安を解消する必要があります。  
市民の生活に潤いや安らぎを与えてくれる犬・猫等の動物については、適正な飼育を促すための啓発活動等を行ってきました。これからは、地域での動物との共生を考慮した動物の適正な飼育方法などについても検討していく必要があります。
- 3 良好な環境を確保し、将来の世代に引き継いでいくためには、市民や事業者が環境意識を高め、環境にやさしい生活や事業活動を継続していく必要があります。  
市ではこれまで、市民に対する各種啓発活動や、事業者に対する環境マネジメントシステムの普及活動などを実施してきました。  
これからも、さらに、市民・事業者の環境意識を高め、市民・事業者と協働して環境負荷の低減や、環境の保全に取り組んでいくことが求められています。

### ダイオキシン類調査結果（大気）



出典：羽村市「ダイオキシン類調査」

※ 測定場所：羽村市役所

## 今後の方向性

### 1 地球温暖化の防止

- 1) 「地球温暖化対策地域推進計画」に基づき、市民・事業者・行政が一体となって、市域から排出される温室効果ガスの削減目標を達成するため、環境施策に取り組みます。
- 2) 市役所も事業者として、「地球温暖化対策実行計画」に基づき、各公共施設から排出される温室効果ガスの削減目標を達成するため、環境施策に取り組みます。
- 3) 温室効果ガスの排出の低減につながる機器の普及を促進します。

### 2 地域環境の保全

- 1) 環境の変化に対応した施策を推進するため、市民・事業者と協働し、環境基本計画を見直します。
- 2) 大気、水質、土壌、騒音、振動などの調査を実施し、市内環境の状況把握に努めます。
- 3) 法令等に基づき、事業者に対する公害防止の指導などを実施し、市民が安心して暮らせる良好な生活環境の確保を図ります。
- 4) 大気中の放射線量などの調査の実施により、市内の放射性物質の状況を把握し、調査結果を公表します。
- 5) 犬・猫等の動物の適正な飼育については、動物との共生の視点に立って、ボランティアの協力を得るなど様々な手法等を検討します。

### 3 環境意識の高揚

- 1) 「エコクリはむら」の適切な運用により、全庁的に環境意識を高め、市の自らの活動に伴う環境負



荷の低減や環境の保全に継続的に取り組みます。

- 2) 環境に関する啓発活動や環境学習の実施などにより、市民の環境意識を高めていきます。
- 3) 企業が行う環境配慮事業への資金融資制度などを実施し、環境配慮型企業経営を促進します。
- 4) 市民・事業者・行政が協働して環境施策に取り組み、環境保全活動を推進します。

## 主 な 事 業

|   | 事業名                 | 事業内容                                                                          |
|---|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | (仮称)地球温暖化対策推進協議会の運営 | 温暖化対策について検討するため、市民・事業者・行政で構成した協議会を開催します。                                      |
| 2 | 地球温暖化対策実行計画の推進      | 事業者として、計画した温室効果ガス削減目標値を達成するため、「エコクリはむら」の運用をはじめ、市の各施設からの温室効果ガスの排出削減の取組みを強化します。 |
| 3 | 公共施設等の省エネルギー化       | 施設の改修時には、エスコ事業の導入を検討するほか、自然エネルギー機器等の導入や、庁有車は低燃費・低公害車を購入するなど、省エネルギー化を推進します。    |
| 4 | 自然エネルギー機器等の利用促進     | 地球温暖化対策の一環として、自然エネルギー機器や省エネルギー機器の利用促進を図ります。                                   |
| 5 | 環境基本計画の策定           | 現在の環境基本計画を見直し、新たな環境基本計画を策定します。                                                |
| 6 | ダイオキシン類(大気・土壌)調査の実施 | 大気中や土壌中のダイオキシン類の濃度を調査し監視します。                                                  |
| 7 | 環境ファミリー認定制度の普及      | 環境にやさしいライフスタイルを家庭で実践する、エコ・チャレンジ「環境ファミリー」の認定制度を推進します。                          |
| 8 | 環境フェスティバルの実施        | 地球温暖化防止と環境保全対策の一環として、市民・事業者との協働によるフェスティバルを開催します。                              |

## 目 標 指 標

|     | 指標名          | 現状                     | 目標<br>(平成 28 年度) |
|-----|--------------|------------------------|------------------|
| 指標1 | 市域の二酸化炭素排出量  | 356kt<br>(平成 19 年度)    | 270kt            |
| 指標2 | 環境ファミリー認定家族数 | 1,188 家族<br>(平成 22 年度) | 2,200 家族         |

## 基本方針

3R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）の推進により、地球にやさしい循環型社会を築きます。

## 現状と課題

- 1 市では、循環型社会の実現を目指して、3Rを推進することで、ごみの減量や資源化に取り組んでいます。

平成14年度から、ごみの戸別収集一部有料化を実施するとともに、分別収集の徹底や資源の有効利用等の取組みにより、ごみの収集量は年々減少しています。今後も引き続きごみの減量を図るためには、家庭から排出される燃やせるごみの約6割が生ごみであることから、生ごみの減量を検討する必要があります。

また、リサイクルを推進するため、市民の協力により、ごみの分別を行っています。特に、容器包装プラスチックは、リサイクルしやすい質の良いものが出され、日本容器包装リサイクル協会の行っている再商品化事業のコスト削減に貢献し、収益の一部が市に拠出されるなど、ごみ減量とあわせて大きな成果を上げています。

最終処分場については、埋め立に限界があることから、各構成市町でのごみの減量や、焼却灰のエコセメント化の導入により、一定の延命化が図られてきています。より長期に処分場への搬入を行っていくためには、これまで以上にごみの減量や資源化を推進する必要があります。

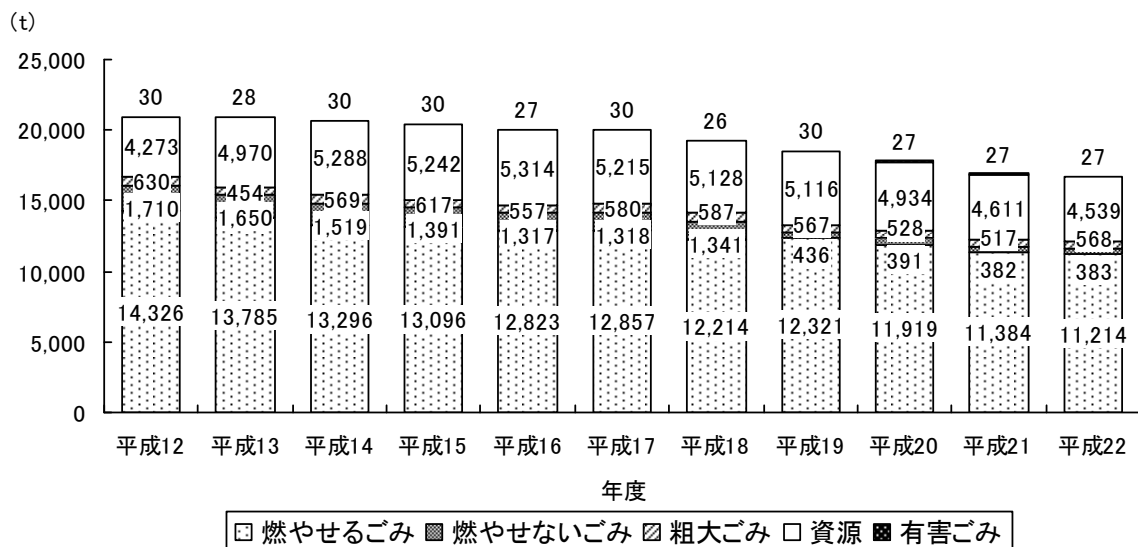
- 2 市では、収集した燃やせるごみは、西多摩衛生組合に搬入して焼却処理をし、容器包装プラスチックなど資源となるごみは、リサイクルセンターで資源化するために適正な処理をしています。また、し尿は、公共下水道が95.5%整備され、処理量は少量となっていますが、引き続きクリーンセンターで処理しています。

こうした中間処理施設を安定的に運営するため、計画的な維持管理が必要となっています。また、より効率的なごみ処理を実施するため、分別の方法や広域的なごみ処理等について検討する必要があります。

- 3 ごみの不法投棄を防止するためのパトロールの実施や、市民との協働による市内いっせい美化運動の実施などにより、市内の美化に努めています。しかし、ごみの不法投棄やポイ捨て等はなくならず、市民の協力を得て、道路や公共施設に投棄されたごみの回収を行っています。

ごみの不法投棄やポイ捨て等を防止するためには、モラルの向上を図るための広報紙等による啓発活動を継続するとともに、不法投棄防止に関する取組みの強化を図っていく必要があります。

### ごみ収集量推移



## 今後の方向性

### 1 ごみの減量の推進

- 1) ごみの減量と資源化を一層進めるため、3Rの啓発活動などにより、市民や事業者のごみの減量に関する意識の高揚を図ります。
- 2) 家庭の生ごみ処理機等の利用を促進し、ごみの減量と資源化を図ります。
- 3) 市民・事業者・行政が連携した検討会議（通称「ごみゼロ会議」）での議論を通じて三者の役割分担を明確化し、ごみの減量、資源の有効活用へのさらなる取組みを推進します。

### 2 ごみの適正処理

- 1) 市民が分別しやすく、適正なごみ処理ができるよう、さらに分別方法の研究を進めます。
- 2) 計画的かつ合理的にごみ処理設備の改修等を行い、安定したごみ処理施設の運営を行います。
- 3) スケールメリットを生かした広域的なごみ処理業務等についての検討を行います。

### 3 ごみの不法投棄の防止

- 1) ごみの不法投棄防止については、広報紙等による啓発を継続します。
- 2) ポイ捨て等防止に関するキャンペーンやパトロールなどを市民や事業者と協働して実施することにより、ポイ捨て等の防止対策の強化を図ります。

## 主 な 事 業

|   | 事業名             | 事業内容                                       |
|---|-----------------|--------------------------------------------|
| 1 | 生ごみ減量の促進        | 家庭における生ごみ処理機の利用促進を図ります。                    |
| 2 | 「ごみゼロ会議」の開催     | 市民・事業者・行政で組織した検討会議により、ごみの減量、資源の有効活用を推進します。 |
| 3 | リサイクル品の販売       | シルバー人材センターによるリサイクル品の販売を継続します。              |
| 4 | 分別方法の研究         | 適正なごみ処理と資源化を推進するため、新たな分別方法を研究します。          |
| 5 | リサイクルセンター等の維持保全 | 設備の適正な維持保全のため、計画的な修繕を行います。                 |
| 6 | ポイ捨て等防止対策の強化    | ポイ捨て等防止に関するキャンペーンやパトロールなどを行います。            |

## 目 標 指 標

|      | 指標名         | 現状                              | 目標<br>(平成 28 年度)  |
|------|-------------|---------------------------------|-------------------|
| 指標 1 | 市民一人当たりのごみ量 | 250kg／人<br>(平成 22 年度)           | 230kg／人           |
| 指標 2 | 総資源化率       | 37.9%<br>(平成 22 年度)             | 42.0%             |
| 指標 3 | 最終処分場埋立搬入量  | 79 m <sup>3</sup><br>(平成 22 年度) | 45 m <sup>3</sup> |

|      |   |                    |
|------|---|--------------------|
| 基本目標 | 4 | ひとと環境にやさしい安全で快適なまち |
| 基本施策 | 2 | 自然と調和した安全で快適な都市の形成 |
| 施策26 |   | 土地利用               |

## 基本方針

計画的な土地利用の推進と、地区の特性にあった土地利用を誘導し、自然環境と都市環境が調和した良好なまちなみの形成を図ります。

## 現状と課題

- 1 市内の土地利用は、少子高齢化や長引く経済不況、産業構造の転換など、近年の社会経済情勢の変化により、中心市街地や工業地区の宅地化の進行、工場跡地等の未利用地の増加などが問題となっています。

このことから、土地利用に関する各種法令や都市計画制度を適正かつ効果的に運用し、羽村市都市計画マスタープランに基づく計画的な土地利用の推進が必要です。

- 2 市の総面積は 991.0ha で、市内全域が都市計画区域に指定されています。市街化区域は、全体の 82.1%にあたる 814.0ha が指定され、そのうち 65.6%が土地区画整理事業により都市基盤が整備されています。

また、用途地域は、住居系地域が市街化区域全体の 69.6%、商業系地域が 5.7%、工業系地域が 24.7%の割合となっており、市街化区域の4分の1を占める工業系の用途地域内に、2つの工業団地が形成されています。

このような優れた都市基盤を生かし、地域の経済活力を維持向上させつつ、快適な生活空間を確保していくためには、それぞれの地区の特性を生かした土地利用の誘導が必要です。

- 3 都市化の進行や相続に伴う土地の売却などにより、農地や自然林などの緑地が減少しています。

また、市街地においては、住宅の過密化や建築物の用途の混在などにより、良好な都市景観が失われつつあります。

このため、今後は、自然環境と都市環境が調和した、ゆとりと潤いのあるまちなみや、市街地にふさわしい都市景観を維持・形成していくための取り組みが必要です。

### 都市計画区域の指定状況

|         | 面積 (ha) | 構成比 (%) |
|---------|---------|---------|
| 都市計画区域  | 991.0   | 100.0   |
| 市街化区域   | 814.0   | 82.1    |
| 市街化調整区域 | 177.0   | 17.9    |

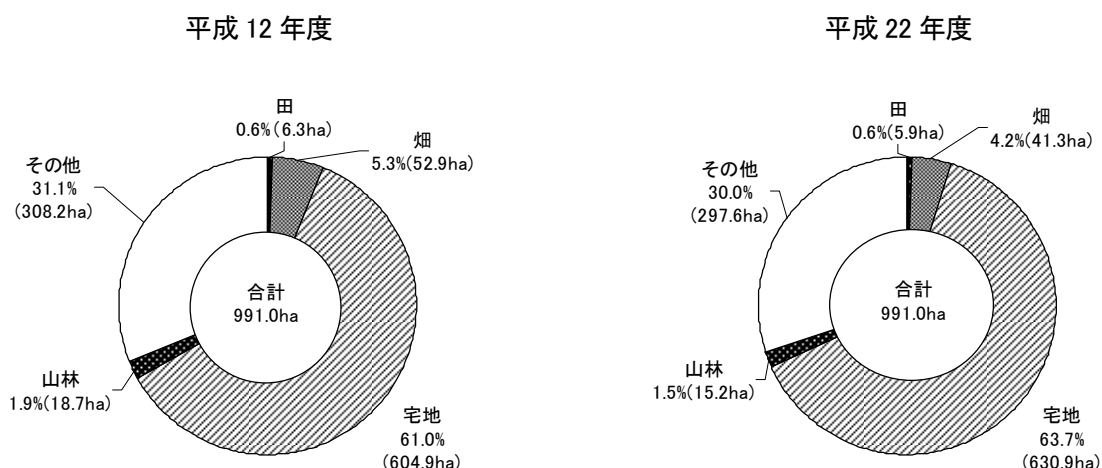
※平成 23 年 4 月 1 日現在 (平成 8 年 5 月 31 日東京都告示第 663 号)

### 用途地域の指定状況

| 種類      | 目的           | 面積 (ha) | 構成比 (%) |
|---------|--------------|---------|---------|
| 住居系     | 第一種低層住居専用地域  | 244.0   | 69.6    |
|         | 第一種中高層住居専用地域 | 276.4   |         |
|         | 第二種中高層住居専用地域 | 27.4    |         |
|         | 第一種住居地域      | 19.1    |         |
| 商業系     | 近隣商業地域       | 40.1    | 5.7     |
|         | 商業地域         | 6.0     |         |
| 工業系     | 準工業地域        | 32.0    | 24.7    |
|         | 工業地域         | 15.0    |         |
|         | 工業専用地域       | 154.0   |         |
| 市街化区域合計 |              | 814.0   | 100.0   |

※平成 23 年 4 月 1 日現在 (平成 8 年 5 月 31 日東京都告示第 683 号)

### 地目別面積の推移



出典：羽村市「固定資産概要調書」

## 今後の方向性

---

### 1 計画的な土地利用の推進

- 1) 東京都や近隣市町と連携し、羽村市都市計画マスタープランに基づく計画的な土地利用を推進します。
- 2) 良好な地区環境の保全と適正かつ合理的な土地利用への誘導を図るため、一定規模以上の宅地開発行為については、宅地開発等指導要綱に基づく適切な指導を行います。
- 3) 国土利用計画法の適正な運用と地価公示制度の効果的な活用に努めます。
- 4) 道路境界や民地間の境界などの正確な土地情報を把握し、土地の有効利用を図るため、地籍調査事業を推進します。また、その成果の適正かつ効果的な活用を図ります。

### 2 地区の特性を生かした土地利用の推進

- 1) 用途地域<sup>※1</sup>、地区計画<sup>※2</sup>、特別用途地区<sup>※3</sup>などの都市計画制度を活用し、住宅地区、商業地区、工業地区それぞれの地区の特性を生かした土地利用を推進します。
- 2) 羽村駅西口地区は、土地地区画整理事業の進捗にあわせて用途地域の変更や地区計画制度の導入等を行い、地区の特性を生かした土地利用を推進します。

### 3 良好なまちなみの形成

- 1) 多摩川周辺の自然や田園風景、崖線の緑など、残された自然環境の保全とともに、敷地内緑化の促進や生産緑地の保全により、自然環境と都市環境が調和した潤いのあるまちなみの形成を図ります。
- 2) 市街地整備や道路改修にあわせた電線類の地中化、違法な屋外広告物や捨て看板の防止対策などにより、ゆとりあるまちなみと良好な都市景観の形成を図ります。

---

※1 用途地域：市街化区域における適正な土地利用を図るための制度で、建築基準法によってそれぞれの用途地域ごとに建築できる建物が制限されている。羽村市においては、住居系・商業系・工業系に計9種類の用途地域が指定されている。

※2 地区計画：地区単位で独自のまちづくりのルールを定めることにより、より良いまちへと誘導することを目的とした制度。市の条例によって地区内の建築物等の制限を定めている。

※3 特別用途地区：用途地域の指定を補完する制度で、特別の目的から土地利用の増進、環境の保護などを図るために定められた地区。羽村市においては、特別用途地区のひとつである特別工業地区を指定し、市の条例によって、地区内の工場等の用途制限を定めている。

## 主 な 事 業

|   | 事業名                       | 事業内容                                                         |
|---|---------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 1 | 都市計画制度を活用した土地利用の規制・誘導     | 地区計画などの都市計画制度を活用し、地区の特性を生かした土地利用の規制・誘導を図ります。                 |
| 2 | 羽村駅西口地区の用途地域の変更と地区計画制度の導入 | 羽村駅西口土地地区画整理事業の進捗にあわせ、羽村駅西口地区の用途地域を変更するとともに、地区計画制度の導入を図ります。  |
| 3 | 宅地開発等の適切な指導               | 宅地開発等指導要綱に基づき、宅地開発等の適切な指導を行います。                              |
| 4 | 生産緑地の保全                   | 農業振興部門と連携して、生産緑地地区の追加指定を積極的に進めるとともに、適正管理の調査を行い、生産緑地の保全を図ります。 |
| 5 | 都市計画基礎調査の実施               | 土地利用の現況を調査し将来見通しを行うため、都市計画法に基づく基礎調査を実施します。                   |
| 6 | 地籍調査事業の推進                 | 正確な土地情報を把握し土地の有効利用を図るため、地籍調査事業を推進します。                        |

## 目標指標

|      | 指標名           | 現状                     | 目標<br>(平成 28 年度) |
|------|---------------|------------------------|------------------|
| 指標 1 | 地区計画制度の導入地区面積 | 129.6 ha<br>(平成 23 年度) | 172 ha           |
| 指標 2 | 地籍調査事業の進捗率    | 26 %<br>(平成 22 年度)     | 28 %             |



## 基本方針

羽村駅西口土地区画整理事業を推進し、快適で潤いのある良好な居住環境の創出と市の玄関口にふさわしい駅前活性化を図ります。また、市街化調整区域である羽字武蔵野等地区について、都市機能の向上と地区内の都市計画施設の充実を図ります。

## 現状と課題

- 1 羽村駅西口土地区画整理事業については、平成15年4月14日付けで事業認可を受け、その後、土地区画整理審議会での審議と関係権利者への説明会等を実施し、本事業の骨子となる換地設計（仮換地）の決定に向けた手続きを進めるとともに、駅周辺の暫定整備工事、散在墓地の移転等に取り組んできました。

換地設計（仮換地）の決定にあたっては、関係権利者からの意見・要望等を反映した区画街路や公園・緑地等の変更に伴い、土地区画整理法に基づく事業計画変更等が必要となることから、今後は、東京都をはじめ関係機関との協議・調整を行い、所定の手続きを進めていく必要があります。

街路等の施設整備については、羽村駅舎の改修工事にあわせ、平成20年3月から着手した駅周辺の暫定整備工事が完了したことから、今後は、施行地区の優先度を考慮した上で工事・移転計画を策定し、計画的かつ効率的な事業推進を図るとともに、都道整備計画との整合を図り、事業を進めていく必要があります。

また、市民の環境に対する意識の高まりにより、本事業においても、人と環境にやさしい都市構造の実現が求められていることから、低炭素型のまちづくりや緑地の保全など、環境配慮型の事業推進が必要です。

- 2 市内には、羽字武蔵野等地区、多摩川緑地及び米軍横田基地内の3つの市街化調整区域が指定され、地区内には、民間施設や学校のほか、公園や緑地、霊園、廃棄物処理施設などの都市計画施設が整備されています。

このうち、羽字武蔵野等地区については、平成18年3月に羽字武蔵野等地区市街化調整区域基本計画を策定し、新たな都市的拠点として都市基盤整備、市街化区域への編入を進めていくこととしています。地区の大部分が砂利採取跡地であることなど、計画を推進する上で様々な課題を抱えています。

また、地区内に設置された市営の富士見霊園については、敷地面積13,870㎡、約1,000区画の墓地がありますが、低廉な費用で身近に墓地を持ちたいとする市民の要望も多く、現在の霊園ではこうした要望に応えられていない状況にあります。

### 羽村駅西口土地区画整理事業の概要

|                  |                                                                                                                                                             |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業の目的            | 本事業は、「美しく快適で住みよい活力に満ちたまち」を基本目標として、JR 青梅線羽村駅西口を中心とした利便性の高い駅前市街地の再編を図るとともに、都市施設と自然が調和した市街地の再生を図るために、道路、公園などの都市基盤整備を行い、良好な居住環境の確保により、公共の福祉の増進に資することを目的としたものです。 |
| 羽村駅西口土地区画整理事業の区域 | 羽村市羽東一丁目、羽東二丁目、羽東三丁目、川崎一丁目、川崎四丁目、羽中一丁目、羽中二丁目の各地内                                                                                                            |
| 施行地区の面積          | 約 42.39ha                                                                                                                                                   |
| 施行期間             | 平成 15 年度～平成 33 年度                                                                                                                                           |
| 減歩率              | 22.27%（うち保留地減歩率 0.28%）                                                                                                                                      |
| 事業費              | 355 億円                                                                                                                                                      |

### 土地区画整理事業区域と市街化調整区域

小作台土地区画整理事業区域

(施行済)

青梅羽村(栄町)土地区画整理事業区域  
(施行済)

富士見平土地区画整理事業区域  
(施行済)

羽ヶ上土地区画整理事業区域  
(施行済)

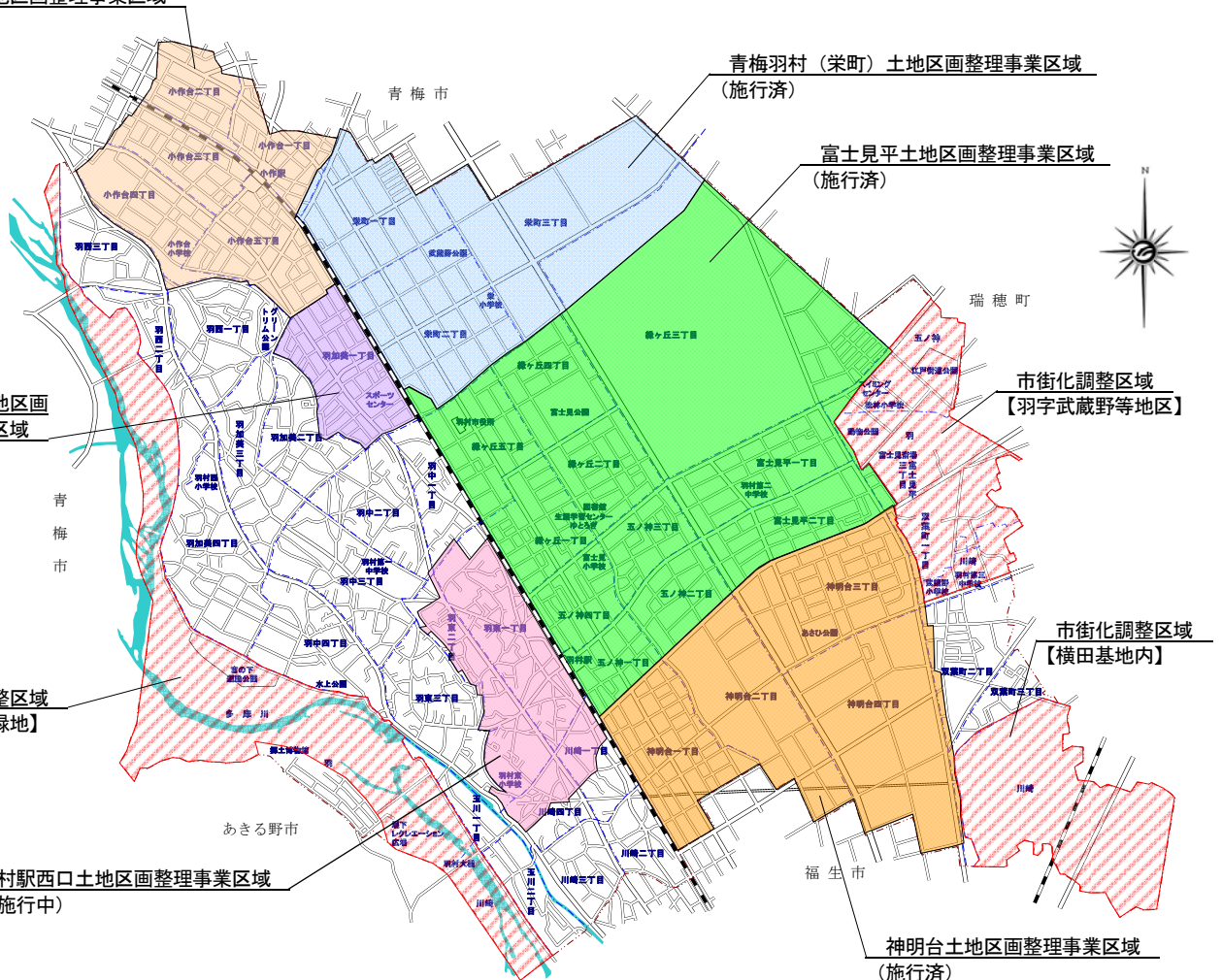
市街化調整区域  
【羽字武蔵野等地区】

市街化調整区域  
【多摩川緑地】

市街化調整区域  
【横田基地内】

羽村駅西口土地区画整理事業区域  
(施行中)

神明台土地区画整理事業区域  
(施行済)



## 今後の方向性

### 1 羽村駅西口土地区画整理事業の推進

- 1) 土地区画整理審議会での審議と関係機関、関係権利者との調整を図り、換地設計（仮換地）の決定と事業計画変更等の手続きを進めます。
- 2) 工事・移転計画を策定し、計画に基づいた着実な事業の推進を図ります。また、都市計画道路 3・4・12 号線及びその沿線の整備工事・移転計画については、東京都が行う羽村大橋の拡幅工事との調整を図り事業を進めます。
- 3) 低炭素型のまちづくりや緑地の保全など、環境配慮型の事業推進を図ります。

### 2 市街化調整区域の整備と有効利用

- 1) 羽字武蔵野等地区の市街化調整区域は、様々な課題を整理した上で、基本計画に沿った基盤整備を推進し、市街化区域編入に向けての協議、手続きを進めます。
- 2) 富士見霊園内の墓地を拡張整備し、併設する富士見斎場とともに霊園の効率的な運用に努めます。また、整備にあたっては、市民等の多様なニーズに応えられるよう、合葬墓<sup>※1</sup>の導入など、土地を有効利用した整備方法について検討します。

#### 主 な 事 業

|   | 事業名                       | 事業内容                                                     |
|---|---------------------------|----------------------------------------------------------|
| 1 | 羽村駅西口土地区画整理事業の推進          | 土地区画整理事業により、羽村駅西口地区の市街地整備を推進し、良好な都市環境の創出を図ります。           |
| 2 | 羽村駅西口地区<br>先導的都市環境形成計画の推進 | 羽村駅西口土地区画整理事業の施行にあたっては、先導的都市環境形成計画に基づき、低炭素型のまちづくりを推進します。 |
| 3 | 富士見霊園内墓地の拡張整備             | 市民の墓地に対する需要や先進的な墓地等について調査・研究し、富士見霊園内の墓地の拡張整備を図ります。       |

#### 目標指標

|     | 指標名                           | 現状                                 | 目標<br>(平成 28 年度)     |
|-----|-------------------------------|------------------------------------|----------------------|
| 指標1 | 羽村駅西口土地区画整理事業の進捗率<br>(事業費ベース) | 5%<br>(平成 22 年度)                   | 10%                  |
| 指標2 | 富士見霊園内の墓地面積                   | 6,539 m <sup>2</sup><br>(平成 23 年度) | 7,000 m <sup>2</sup> |

※1 合葬墓：家墓や個人墓のような家族単位でのお墓ではなく、広く共同に利用するお墓。

|      |   |                    |
|------|---|--------------------|
| 基本目標 | 4 | ひとと環境にやさしい安全で快適なまち |
| 基本施策 | 2 | 自然と調和した安全で快適な都市の形成 |
| 施策28 |   | 公共交通               |

## 基本方針

市民生活の利便性を向上し、だれもが安全で自由に行動できる公共交通の充実を図ります。

## 現状と課題

- 1 市内の鉄道交通は、市のほぼ中央をJR青梅線が通り、羽村駅、小作駅の2駅があります。両駅の1日当たりの乗降客数の合計は約3万2千人で、ここ数年横ばいで推移しています。

民間のバス交通については、羽村駅東口、小作駅東口、小作駅西口の各駅前から、青梅市方面、福生市方面、あきる野市方面、瑞穂町方面への路線があり、通勤・通学などに利用されています。

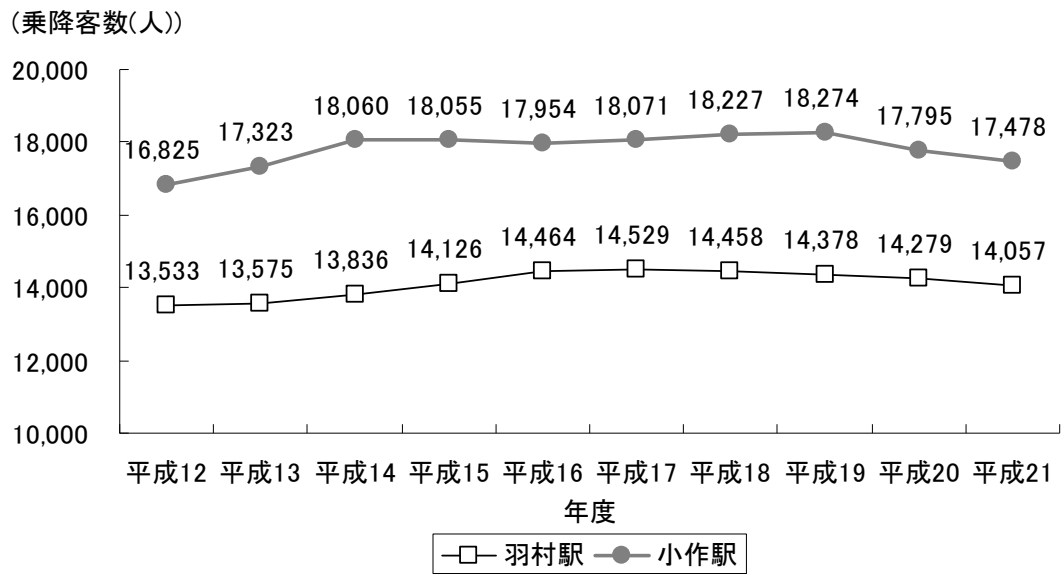
鉄道交通や民間バス交通による広域交通網のさらなる安全性、利便性の向上を図るとともに、交通渋滞緩和や環境対策を目的として、自家用車中心型から公共交通中心型への転換を図っていく必要があります。

また、多摩都市モノレールについては、市内を通過する箱根ヶ崎駅から八王子駅までの路線が、将来的な構想路線となっています。多摩都市モノレール整備事業は、南北の市町を結ぶ新たな公共交通網の構築により、交通利便性の向上だけでなく、商工業の発展や環境負荷の低減など、市にとって重要な役割を果たす都市計画事業であることから、早期具現化に向けた取り組みが必要です。

- 2 市内公共交通機関であるコミュニティバスはむらんは、平成17年5月に運行を開始し、その後も路線網の拡充やバス停の整備・増設などを行ってきました。コミュニティバスはむらんを市民にとってさらに安全で利用しやすいものとするため、今後も様々な角度から利用者等の意見を聴き、運行の充実を図っていく必要があります。

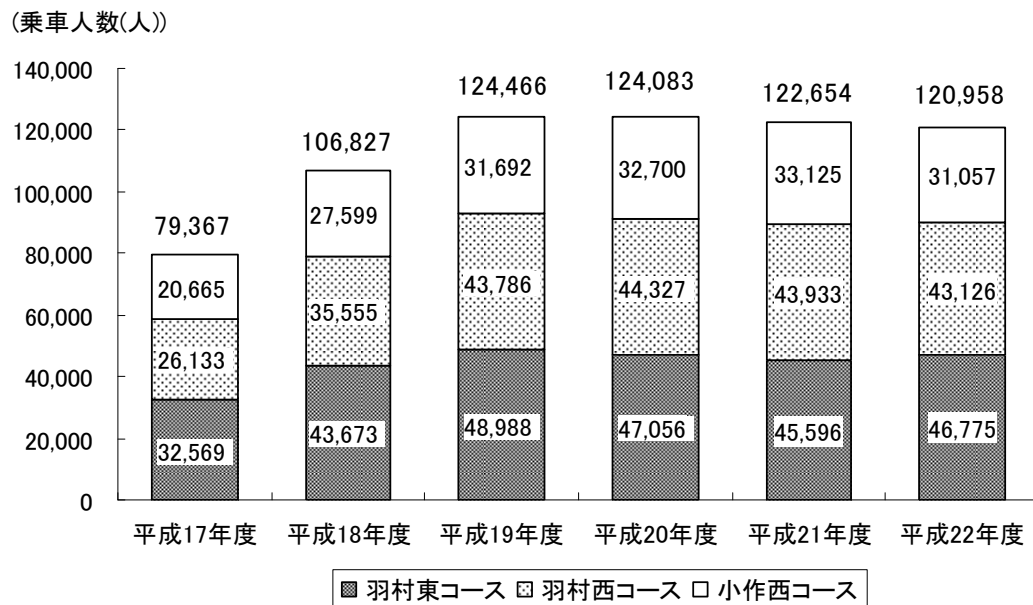
また、地球環境問題を背景に市民の環境意識も高まっており、身近な公共交通を取り巻く環境に関しても、環境にやさしい交通手段への取り組みが求められています。

### 駅別 1 日当たり乗降客数推移



出典：東京都「東京都統計年鑑」

### コミュニティバスはむらんの年間乗車人数推移



※平成17年度は5月29日から運行開始。

※「小作西コース」は平成22年10月1日から「小作コース」に名称変更。

## 今後の方向性

### 1 広域交通網の充実

- 1) 鉄道交通については、だれもが安全・快適・便利に駅を利用できるよう、駅周辺の整備や美観維持に努めます。また、JR中央線・JR青梅線の輸送力増強と利便性向上を、関係機関に働きかけていきます。
- 2) 民間バス交通については、路線網の拡充、ノンステップバス<sup>※1</sup>等の配備促進、道路整備にあわせたバス停の整備などを、関係機関に働きかけていきます。
- 3) 多摩都市モノレールについては、構想路線全線の早期具現化を、引き続き東京都をはじめとする関係機関に働きかけていきます。

### 2 市内公共交通網の充実

- 1) コミュニティバスはむらんについては、路線網の拡充、時刻表の見直し、バス停の整備など、運営推進懇談会や利用者等の意見を聴きながら、運行の充実を図ります。
- 2) 都市型レンタサイクル<sup>※2</sup>やカーシェアリング<sup>※3</sup>の導入・普及など、環境にやさしい交通手段についての調査・研究を進めます。

## 主 な 事 業

|   | 事業名                   | 事業内容                                              |
|---|-----------------------|---------------------------------------------------|
| 1 | 鉄道利用サービス向上の要請         | JR中央線・JR青梅線の輸送力増強と利便性向上について、関係機関へ働きかけます。          |
| 2 | 多摩都市モノレール整備促進の要請      | 多摩都市モノレールの構想路線全線の早期具現化について、関係機関へ働きかけます。           |
| 3 | コミュニティバスはむらん運行の充実     | 市民生活の利便性を向上させるため、コミュニティバスはむらんの運行の充実を図ります。         |
| 4 | 環境にやさしい交通手段についての調査・研究 | 都市型レンタサイクルやカーシェアリングなど、環境にやさしい交通手段について、調査・研究を進めます。 |

※1 ノンステップバス：乗客が乗降しやすいように乗降口のステップを1段だけとしたバス車両。中ドアに車いす用スロープを設けることにより、車いすでの利用も可能。

※2 都市型レンタサイクル：観光のほか、通勤、通学、商用などを目的に、1台の自転車を複数の利用者が時間をずらして共用するシステム。

※3 カーシェアリング：特定の人が特定の自動車を共同使用するシステム。

## 目標指標

|      | 指標名                 | 現状                      | 目標<br>(平成 28 年度) |
|------|---------------------|-------------------------|------------------|
| 指標 1 | コミュニティバスはむらんの年間乗車人数 | 120,958 人<br>(平成 22 年度) | 130,000 人        |

## 基本方針

だれもが安全で快適に利用できるよう道路機能の充実や適正な維持管理を図ります。

## 現状と課題

- 1 市ではこれまで、土地区画整理事業を中心に幹線道路の整備を進めてきました。平成 20 年度には都市計画道路 3・4・16 号線の羽加美栄立体交差事業が完了し、都市計画道路の執行率は 90.97%となっています。今後は、未整備路線の整備が課題となっています。
- 2 市内には、幅員の狭い道路が残っており、市では、狭あい道路の整備方針を定め、これに基づき整備を進めています。日常生活での通行や緊急時の車両の通行などの防災面からも、整備を進めていく必要があります。
- 3 市では、交通バリアフリー基本構想を定め、これに基づき、駅を中心とした重点整備地区の歩道拡幅、段差改良、昇降機の設置などの道路のバリアフリー化<sup>※1</sup>を進めてきました。平成 22 年度末で都道を含めた整備済み延長は計画路線 11.5kmのうち 6.2kmとなっています。今後は未整備の計画路線の整備に加え、重点整備地区以外の道路のバリアフリー化が課題となっています。  
また、環境や健康意識の高まりにより自転車の利用を推進する必要があります。市ではこれまで自転車や歩行者が快適に通行できるよう、幹線道路の整備やバリアフリー化工事にあわせて、歩道の拡幅整備等を進めてきました。今後は、こうした工事による連続的な自転車通行環境を整備していく必要があります。
- 4 道路を常に良好な状態に保つため、適切な維持管理に努めてきました。しかし、市道全般にわたり、築造からの経年により、補修すべき箇所が増加しています。安全で快適な道路を保つため、効率的、計画的な維持補修が課題となっています。

※1 バリアフリー化：高齢の方や障害のある方々が、社会生活を営んでいく上で障壁〈バリア〉となるものを除去〈フリー〉すること。



## 今後の方向性

---

### 1 幹線道路の整備

- 1) 羽村駅西口土地区画整理事業地区内の都市計画道路については、土地区画整理事業にあわせた整備を進めます。その他の未整備となっている都市計画道路については、引き続き調査・検討を行っていきます。
- 2) 主要な市道の再整備については、道路利用者、道路環境、都市景観に配慮した整備を行っていきます。
- 3) 奥多摩街道の拡幅や歩道設置について、東京都に要請を行っていきます。

### 2 狭あいな道路の整備

- 1) 狭あい道路の整備方針に基づき、建築基準法に基づくセットバック<sup>※1</sup>や東京都建築安全条例に基づく隅切り<sup>※2</sup>などの整備を進めます。

### 3 快適な道路環境の整備

- 1) 高齢者や身体に障害のある人などが円滑に移動できるよう、引き続き駅周辺のバリアフリー化の推進を図ります。
- 2) 羽村駅西口土地区画整理事業や主要幹線道路の整備にあわせた歩道の拡幅・フラット化により、自転車が安全で快適に通行できる道路のネットワーク整備を進めます。
- 3) 羽村駅自由通路の拡幅等については、だれもが安全・快適・便利に駅を利用できるよう、西口駅前広場整備にあわせ整備を検討していきます。
- 4) 道路空間における良好な景観やまちなみの形成を図るため、幹線道路の電線類の地中化を検討していきます。

### 4 道路の維持管理

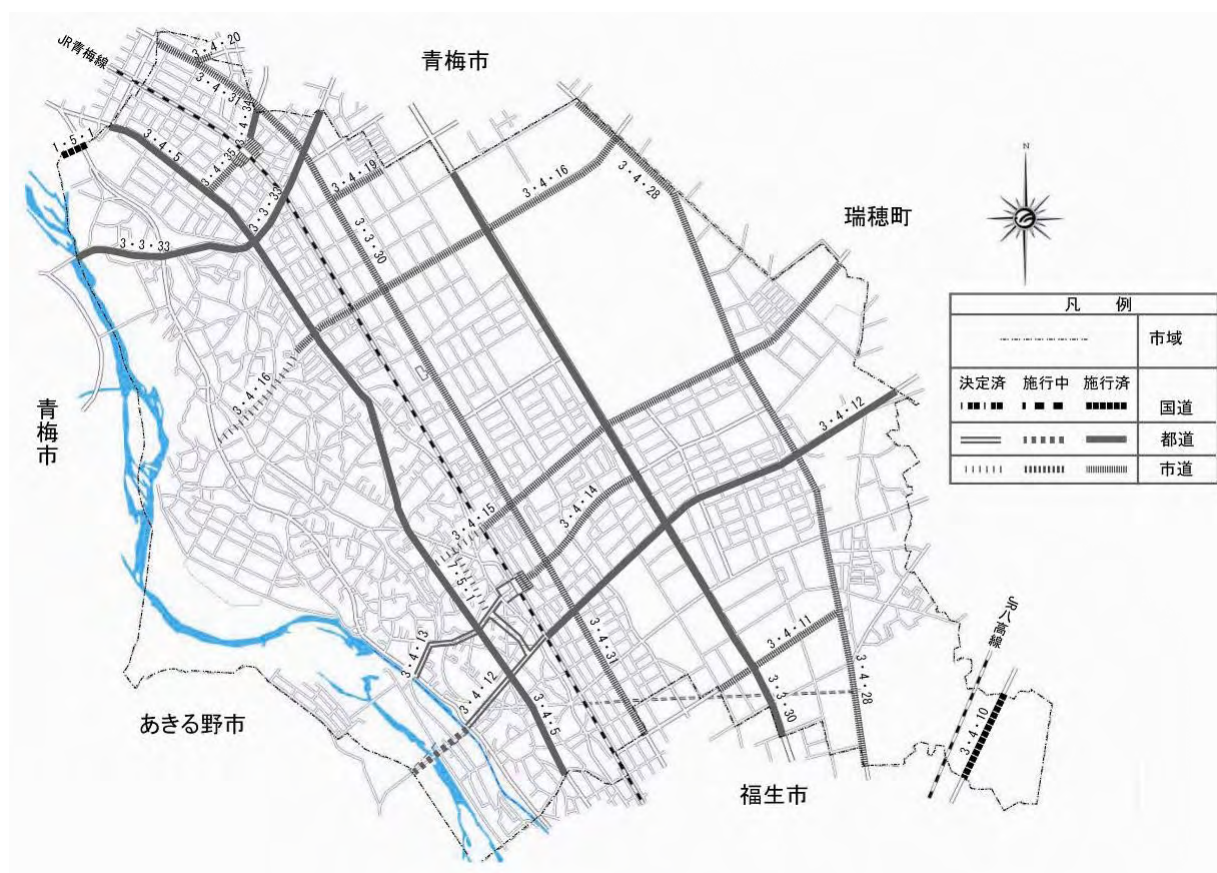
- 1) 安全で快適な道路環境を保つため、計画的な維持補修を進めます。
- 2) 道路の維持補修についての効率的な工法を研究します。
- 3) 捨て看板や障害物の除去など、市民等との連携を図り、協働による道路の維持管理を推進します。

---

※1 セットバック：幅4m未満の道路（建築基準法上の道路）に面する敷地に建築する時に、道路の中心線から一定の距離を後退すること。

※2 隅切り：道路の交差点で曲がり角を通りやすくするため、敷地の隅部を円弧や直線で切り取ること。

## 都市計画道路網



## 主な事業

|   | 事業名                                | 事業内容                                                       |
|---|------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 1 | 市道第 101 号線・102 号線道路改修事業<br>(市役所通り) | 市のメインストリートとしてふさわしい道路機能や<br>景観に配慮した再整備を行います。                |
| 2 | セットバックの促進と隅切り整備                    | 狭あいな道路のセットバックを促進するととも<br>に、通行に支障のある交差点について隅切りの<br>整備を進めます。 |
| 3 | 羽村駅・小作駅周辺のバリアフリー化                  | 多くの人々が利用する羽村駅・小作駅周辺の歩<br>道の段差解消や歩道の整備を図ります。                |
| 4 | 道路の計画的な維持補修                        | 安全で快適な道路環境を保つため、中長期的<br>な保全計画を策定し、効率的な手法により維<br>持補修を実施します。 |

## 目標指標

|      | 指標名                | 現状                   | 目標<br>(平成 28 年度) |
|------|--------------------|----------------------|------------------|
| 指標 1 | 重点整備地区内のバリアフリー整備延長 | 6.2km<br>(平成 22 年度末) | 8.8km            |

## 基本方針

地域から親しまれる公園づくりを進めるとともに、だれもが安心して利用しやすい公園の維持管理に努めます。

## 現状と課題

- 1 市ではこれまで、市民の憩いの場や緑の保全の場として、また、災害時の避難場所などとして、多面的な機能を持った公園の整備を進めてきました。その結果、市民一人当たりの市立公園の面積は5.88㎡となり、多摩地域の中でも広い面積となっています。  
また、公園の園路などのバリアフリー化やユニバーサルデザイン<sup>※1</sup>の視点に立った遊具の整備を進め、市民ニーズに対応した公園機能の充実に取り組んできました。こうした取り組みにより、公園は乳幼児から高齢者まで、遊びや健康増進、交流の場として幅広く利用されています。  
今後も、だれもが利用しやすい身近な地域から親しまれる公園を整備していくことが必要です。
- 2 これまで整備してきた公園を、引続き、だれもが利用しやすい快適で安全な場として、維持していくことが重要となっています。  
市では、動物公園や水上公園に指定管理者制度<sup>※2</sup>を導入するなど、より効率的な管理運営と市民サービスの向上に努めてきました。また、利用者の安全、安心を確保するため、遊具の点検などの強化に努めてきました。今後はこうした点検に基づき、遊具などの計画的で効率的な維持保全を行っていく必要があります。  
また、現在、市内の公園では、多くの公園ボランティアが清掃や草花の植栽などを行っており、公園の維持管理の重要な担い手となっています。こうした取り組みをさらに広げ、より市民に安心して親しまれる公園づくりを進めていくことが必要です。

※1 ユニバーサルデザイン：あらゆる人々が利用しやすい生活環境等をデザインするという考え方

※2 指定管理者制度：自治体が住民の福祉増進を目的として設置した施設を民間事業者・団体等を指定して管理運営させる制度。

## 今後の方向性

### 1 地域に親しまれる公園の整備

- 1) 地域の住民が身近に利用できる公園の整備を進めます。
- 2) 年齢や性別、障害の有無などにかかわらず、だれもが気軽に利用できるよう、ユニバーサルデザインの視点に立った公園の整備を進めます。
- 3) 貴重な自然環境が残る多摩川周辺地域の整備については、自然環境の保全や地域の景観に配慮しつつ、散策や運動など市民の憩いの場として活用されるよう関係機関に要請していきます。

### 2 公園の維持管理

- 1) だれもが安心して利用できるよう、公園施設の日常点検と専門的な定期点検を実施するなど、公園の機能の適切な維持管理を行います。
- 2) 地域から親しまれる公園づくりを推進するため、地域や公園ボランティアによる自主的な活動を支援します。
- 3) 動物公園及び水上公園については、多様化する市民ニーズに効果的、効率的に対応し、利用者へのサービスの向上を図るため、民間のノウハウの活用により、特色ある事業の充実などを行います。

### 主 な 事 業

|   | 事業名                | 事業内容                                        |
|---|--------------------|---------------------------------------------|
| 1 | 双葉町地区の公園の整備        | レクリエーションや身近な地域交流など、多目的に利用できる公園の整備を進めます。     |
| 2 | 公園のバリアフリー化、健康遊具の設置 | だれもが気軽に安心して利用できるよう、公園のバリアフリー化や健康遊具の設置を進めます。 |
| 3 | 公園遊具等の安全管理         | 公園遊具等の安全点検を実施し、利用者の安全確保と適切な維持管理を行います。       |
| 4 | 公園ボランティア等の支援       | 公園ボランティア研修会や意見交換会等を開催し、自主的な活動を支援します。        |

### 目標指標

|     | 指標名          | 現状                                | 目標<br>(平成 28 年度)    |
|-----|--------------|-----------------------------------|---------------------|
| 指標1 | 市民1人当たりの公園面積 | 5.88 m <sup>2</sup><br>(平成 22 年度) | 5.90 m <sup>2</sup> |
| 指標2 | 公園ボランティアの人数  | 2,314 人<br>(平成 22 年度)             | 2,500 人             |

## 基本方針

良質な住宅環境を提供するため、市営住宅の適切な維持管理に努めます。また、少子高齢化の進展や市民ニーズに対応した住宅支援施策を推進します。

## 現状と課題

- 1 市における住宅の種類別構成比率は、持ち家が56.0%、民営借家が34.2%、公営借家が5.9%となっています。年度別の傾向としては、持ち家の比率が延び続けているものの、民間借家の比率は平成7年をピークに降下してきています。市ではこれまで、ゆとりある住環境の創出と良質な住宅の供給を誘導するとともに、高齢社会に適応した住宅施策の推進に努めてきました。

市営住宅は、高齢者世帯向け12戸を含め、平成23年3月現在、6箇所131戸が整備されており、住宅に困窮する低所得者や高齢者、障害者に提供しています。このうち、玉川団地と栄町団地、美原団地（一般世帯向け）は建築から30年以上が経過しており、施設の老朽化に伴う補修や施設のバリアフリー化、浴槽改修などを進めています。

今後も引き続き、市民ニーズに応えた居住環境の向上を図っていくとともに、既設の市営住宅を長期にわたって活用していくため、安全性や環境に配慮した計画的な施設改修を進めていく必要があります。

また、市内には、東京都やUR都市機構<sup>※1</sup>が整備した公的住宅があります。市では、適切な維持管理や良好な住宅を供給するよう東京都などに要請するとともに、高齢者向け都営住宅の入居者募集の一部を市で行うなど、市民の住宅確保に努めていますが、今後も継続した取り組みが必要です。

- 2 市では、木造住宅耐震化促進事業、住宅資金融資事業、住宅なんでも相談などの住宅支援事業を実施しており、高齢者などに対しては入居や住宅改修などの支援を行っています。

今後は、さらに少子高齢化が進むことから、住宅に関する情報提供や相談業務の充実の他、民間活力や国・東京都の制度の活用による良好で安定した居住の確保を図っていく必要があります。

また、災害に強く、安心して暮らしていける社会の実現のため、住宅の耐震化などを促進していく必要があります。

<sup>※1</sup> UR都市機構：独立行政法人都市再生機構。

### 住宅の種類・所有関係別一般世帯数推移

単位：世帯、％

| 年次      | 持ち家    |      | 公営・公団・公社<br>の借家 |     | 民営借家  |      | 給与住宅 |     | 間借り |     | 合計<br>(住宅<br>に住む<br>一般世<br>帯数) |
|---------|--------|------|-----------------|-----|-------|------|------|-----|-----|-----|--------------------------------|
|         | 実数     | 構成比  | 実数              | 構成比 | 実数    | 構成比  | 実数   | 構成比 | 実数  | 構成比 |                                |
| 昭和 50 年 | 2,774  | 46.4 | 389             | 6.5 | 2,313 | 38.7 | 494  | 8.3 | 12  | 0.2 | 5,982                          |
| 昭和 55 年 | 6,726  | 56.4 | 934             | 7.8 | 3,579 | 30.0 | 660  | 5.5 | 21  | 0.2 | 11,920                         |
| 昭和 60 年 | 7,804  | 55.0 | 970             | 6.8 | 4,406 | 31.1 | 770  | 5.4 | 233 | 1.6 | 14,183                         |
| 平成 2 年  | 8,436  | 50.8 | 1,025           | 6.2 | 6,265 | 37.7 | 783  | 4.7 | 111 | 0.7 | 16,620                         |
| 平成 7 年  | 9,381  | 50.2 | 1,035           | 5.5 | 7,142 | 38.2 | 887  | 4.7 | 258 | 1.4 | 18,703                         |
| 平成 12 年 | 10,586 | 53.0 | 1,285           | 6.4 | 7,148 | 35.8 | 728  | 3.6 | 224 | 1.1 | 19,971                         |
| 平成 17 年 | 11,795 | 56.0 | 1,246           | 5.9 | 7,199 | 34.2 | 525  | 2.5 | 306 | 1.5 | 21,071                         |

出典：総務省「国勢調査」(各年 10 月 1 日現在)

### 市営住宅の現状

| 名称        | 所在地        | 戸数  | 棟名  | 建築年度   | 戸数 | 対象者    |
|-----------|------------|-----|-----|--------|----|--------|
| 玉川団地      | 玉川2-9-5    | 15  | A・B | 昭和45年度 | 10 | 一般     |
|           |            |     | C   | 昭和50年度 | 5  | 一般     |
| 栄町団地      | 栄町2-28-1   | 32  | A   | 昭和52年度 | 32 | 一般     |
| 美原団地      | 羽西1-7-7    | 32  | 1   | 昭和55年度 | 24 | 一般     |
|           |            |     | 2   | 昭和59年度 | 4  | 高齢者単身  |
|           |            |     |     |        | 4  | 高齢者    |
| 間坂団地      | 羽加美2-13-1  | 28  | 1・2 | 昭和58年度 | 28 | 一般     |
| 羽加美団地     | 羽加美1-1-4   | 12  | A   | 平成6年度  | 2  | 車いす使用者 |
|           |            |     | B   | 平成6年度  | 4  | 高齢者    |
|           |            |     |     |        | 6  | 一般     |
| 富士見平高齢者住宅 | 富士見平1-2-29 | 12  | A   | 平成6年度  | 12 | 高齢者    |
| 合 計       |            | 131 |     |        |    |        |

### 東京都及びUR都市機構の公的住宅

| 種別         | 名称         | 戸数    | 対象者等                                              |
|------------|------------|-------|---------------------------------------------------|
| 都営住宅       | 羽東一丁目アパート  | 102   | 一般                                                |
|            | 神明台三丁目アパート | 248   | 一般 228 戸、車いす使用者4戸、シルバーピア 16 戸<br>(うちシルバーピアワーズ用1戸) |
| UR住宅※<br>1 | 羽村団地       | 840   | 高齢者向け優良賃貸 224 戸                                   |
| 都民住宅       |            | 21    | 民間賃貸住宅                                            |
| 合 計        |            | 1,211 |                                                   |

※1 UR 住宅：独立行政法人都市再生機構が管理する賃貸住宅。

## 今後の方向性

### 1 公営住宅等の維持管理

- 1) 市営住宅のバリアフリー化や浴槽設置の推進、福祉施策との連携などにより、少子高齢化や市民ニーズに対応した市営住宅の改善に努め、既存市営住宅の活用を図ります。
- 2) 羽村市公営住宅ストック総合活用計画に基づき、計画的な市営住宅の改修等により、施設の延命化・長寿命化を図ります。
- 3) 東京都やUR都市機構が整備した公営住宅について、適切な維持管理に努めていくよう要請をしていきます。また、これらの入居者募集情報を市民に周知するなど、市民の居住確保に努めます。

### 2 住宅支援施策の推進

- 1) 市民生活の安全・安心の実現のために、木造住宅耐震化促進事業、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業、住宅資金融資事業などの住宅支援事業を引き続き実施し、その充実に努めます。
- 2) 市民が良質で安定した居住を確保できるよう、リフォームなどの相談もできる「住宅なんでも相談」などを充実します。
- 3) 高齢者が住みやすい住居を安定して確保できるよう、民間の「サービス付き高齢者向け住宅※1」などに関する情報提供を行います。

### 主 な 事 業

|   | 事業名            | 事業内容                                     |
|---|----------------|------------------------------------------|
| 1 | 市営住宅バリアフリー化    | 市営住宅の居室部及び共用部の段差解消や手すり設置などのバリアフリー化を進めます。 |
| 2 | 市営住宅浴室改修事業     | 入居者の入退居などの時期にあわせて、浴槽と給湯器を設置していきます。       |
| 3 | 都営住宅等の入居募集協力事業 | 都営住宅及びUR都市機構住宅の入居に関する情報を市民に周知します。        |
| 4 | 建築物の耐震化促進事業    | 建築物の耐震化を促進するため、耐震診断及び改修費の助成などを行います。      |
| 5 | 住宅資金融資事業       | 市民が住宅を新築、購入、増改築する際に受けた融資に対し利子を補給します。     |
| 6 | 住宅なんでも相談       | 住宅のバリアフリー化、リフォーム、修繕、新築などの建築に関する相談を行います。  |

※1 サービス付き高齢者向け住宅：介護保険と連携し、日常生活や介護に不安を抱く「高齢単身・夫婦のみ世帯」が、住み慣れた地域で、安心して暮らすことが可能になるよう、訪問介護などの介護サービスを組み合わせた仕組みの住宅。

## 目標指標

|     | 指標名                          | 現状                                     | 目標<br>(平成 28 年度)   |
|-----|------------------------------|----------------------------------------|--------------------|
| 指標1 | 市営住宅のバリアフリー化率                | 1階共用部 34.5%<br>居室部 64.1%<br>(平成 22 年度) | 共用部 50%<br>居室部 70% |
| 指標2 | 市営住宅浴室改修戸数<br>(浴槽及び給湯器の公費設置) | 34 戸 / 77 戸<br>(平成 23 年度)              | 50 戸 / 77 戸        |



## 基本方針

安全でおいしい水を安定供給できるよう、水道施設の適切な維持管理及び水質管理に万全を期すとともに、事業の健全経営に努めます。

## 現状と課題

- 1 市では、清澄で豊富な地下水を利用し、独自で水道事業を運営しています。安全で良質な水道水を安定供給するためには、水道施設の更新や維持管理が重要です。平成16年には、耐塩素性の病原性原虫類であるクリプトスポリジウムを完全除去するため、膜ろ過施設を導入し、水道水の安全性を確保しました。また、配水管の耐震化を促進するため、既存の硬質塩化ビニール管を耐震性に優れたダクタイル鋳鉄管に管種替えするなど、施設整備に取り組んでいます。

今後とも、危機管理体制の強化や配水管網の整備など、より安全で災害に強い水道を目指して、施設整備を進めていく必要があります。また、経年劣化した既存施設の機能維持・向上を図るため、継続的かつ適切な維持管理が求められています。

- 2 節水機器の普及や節水意識の高まり、景気低迷などの要因により、配水量は減少傾向が続いており、給水収益の減少につながっています。こうした中、施設の運転管理業務や水道料金等の徴収業務を民間委託するなど、事務事業の効率化や経費削減を図るとともに、平成19年度からは、ペットボトル水「水はむら」の製造・販売による良質な水道水のPRや、コンビニエンスストアでの収納の実施など市民サービスの向上にも努めてきました。さらに、平成21年度には羽村市水道ビジョンを策定し、長期的な視点に立った経営に取り組んでいます。

安全で良質な水道水の安定供給に向けて、今後、水道施設の更新や維持管理に必要な収入を確保し、健全な事業経営を維持していくことが課題となっています。

給水人口等の推移

| 年度     | 年度末給水人口<br>(人) | 年度末給水世帯<br>(世帯) | 年度末給水栓数<br>(栓) | 年間配水量<br>(m <sup>3</sup> ) | 給水収益<br>(千円) |
|--------|----------------|-----------------|----------------|----------------------------|--------------|
| 平成18年度 | 57,401         | 24,147          | 26,946         | 7,518,790                  | 966,659      |
| 平成19年度 | 57,421         | 24,406          | 27,289         | 7,386,010                  | 949,635      |
| 平成20年度 | 57,560         | 24,618          | 27,583         | 7,074,870                  | 912,857      |
| 平成21年度 | 57,702         | 24,750          | 27,979         | 7,023,580                  | 870,930      |
| 平成22年度 | 57,579         | 24,868          | 28,168         | 6,978,870                  | 882,341      |

## 今後の方向性

---

### 1 施設整備と維持管理

- 1) 既存の硬質塩化ビニール管などを耐震性に優れたダクトイル鋳鉄管に管種替えし、管路の耐震化を推進します。
- 2) 羽村駅西口土地区画整理事業地区内の配水管網については、土地区画整理事業の進捗状況にあわせて、関係機関と協議しながら整備します。
- 3) 水安全計画<sup>※1</sup>の策定や水道施設への不法侵入者の監視・防護対策などを行い、危機管理対策を強化します。
- 4) 既存施設について、適時・適切に点検等を実施するとともに、計画的に更新・改修を行い機能の維持・向上を図ります。

### 2 健全な事業の運営

- 1) 経営の健全化に向けて、効率的な事業運営を行うため、引き続き、事業費の抑制などに取り組めます。
- 2) 経営基盤の強化を図るため、定期的に水道料金の適正化について検証していきます。
- 3) 業務の効率化を進めるとともに、きめ細かな市民サービスを提供するため、管路図の電子化や、民間のノウハウを活用した徴収業務委託を実施していきます。

---

※1 水安全計画：水源から給水栓に至るすべての段階での危害を抽出、監視、制御し、安全な水の供給を確実にする水道システムを構築するための計画

## 主 な 事 業

|   | 事業名                     | 事業内容                                                |
|---|-------------------------|-----------------------------------------------------|
| 1 | 配水管の耐震化                 | 管路の耐震化を図るため、既設の硬質塩化ビニール管等を、耐震性に優れたダクタイル鋳鉄管へ管種替えします。 |
| 2 | 羽村駅西口土地区画整理事業地区の配水管網の整備 | 土地区画整理事業の進捗にあわせ、配水管網の整備を行います。                       |
| 3 | 危機管理体制の強化               | 水安全計画の策定及び水道施設のフェンスの改修、監視カメラの設置等により、危機管理体制の強化を図ります。 |
| 4 | 施設の計画的な更新・改修            | 計画的に施設の更新・改修を実施し、機能の維持・向上・延命化を図ります。                 |
| 5 | 水道料金の適正化                | 健全な経営を行うため、水道料金の適正化について、定期的に検証します。                  |
| 6 | 徴収業務の委託化                | 徴収業務全般に民間事業者のノウハウを活用し、業務の効率化及び市民サービスの向上を図ります。       |
| 7 | 管路図の電子化                 | 管路等の布設情報を電子化し、施工・管理業務の効率化を図ります。                     |

## 目標指標

|     | 指標名            | 現状                   | 目標<br>(平成 28 年度) |
|-----|----------------|----------------------|------------------|
| 指標1 | 管路耐震適合率        | 15.8%<br>(平成 22 年度)  | 20.0%            |
| 指標2 | 水道料金の収納率(現年度分) | 99.22%<br>(平成 22 年度) | 99.30%           |

## 基本方針

安全で安心な住みよいまちづくりと良好な水環境を守るため、公共下水道の効率的な整備と適切な維持管理を行うとともに、安定した下水道事業経営と雨水対策に努めます。

## 現状と課題

- 1 市の公共下水道事業は、污水管きょ整備計画区域 905ha と雨水管きょ整備計画区域 899ha の都市計画決定を受け事業を推進しています。

平成 22 年 3 月末現在の公共下水道の整備率は、羽字武蔵野地区などの市街化調整区域を除き污水管きょは 95.5%（水洗化普及率 99.9%）、雨水管きょが 53.8%となっています。

下水道管きょの多くは、昭和 50 年代後半までに整備されたことから、老朽化が進んでおり、今後、改築・更新需要の増加が見込まれるほか、大地震の災害などへの対応も課題となっています。

こうした課題に対応するため、市は、平成 21 年度に羽村市下水道総合計画を策定し、事業の推進に努めています。

今後も、この総合計画に基づき、適切な下水道管きょの維持管理や、長寿命化対策などを推進し下水道事業の安定的な運営と一層の経営の健全化に取り組んでいく必要があります。

- 2 雨水事業では、市道第 201 号線（動物公園通り）などの雨水管きょを整備し、浸水被害の解消に努めてきました。今後も、1 時間当たり 50mm 程度の豪雨などに対応するため、未整備地区の管きょの整備を計画的に進めていく必要があります。

また、近年、局地的な集中豪雨が問題となっており、管きょへの流入量を低減していくために雨水を地下へ浸透させることが望まれます。市では、雨水対策や地下水の保全などの観点から、透水性舗装の施工や雨水浸透施設などの設置を推進してきましたが、今後もこうした取組みを広く進める必要があります。

## 今後の方向性

### 1 公共下水道事業の推進

- 1) 下水道総合計画に基づく下水道管きよの長寿命化基本計画を策定し、計画的で適切な維持管理を図ります。
- 2) 下水道管きよの耐震化については、長寿命化基本計画の推進にあわせ、計画的に管きよを調査し、耐震化を図ります。
- 3) 汚水事業については、新たに宅地化された場所には、速やかに管きよの整備を行います。
- 4) 羽村駅西口土地区画整理事業地区内の公共下水道については、土地区画整理事業の進捗状況にあわせ、関係機関と協議を行いながら整備を行います。
- 5) 効率的な事業運営により運営経費などの縮減に努め、経営の健全化を図ります。
- 6) 下水道使用料の適正化について定期的に検証を行い、経営基盤の強化及び安定化を図ります。

### 2 雨水対策の推進

- 1) 雨水事業については、未整備地区の優先度を定め、計画的に管きよの整備を行い豪雨などに対応していきます。
- 2) 個人住宅などの雨水浸透施設設置費の助成や雨水の敷地内処理に関する相談・指導を行います。

### 主 な 事 業

|   | 事業名                      | 事業内容                                        |
|---|--------------------------|---------------------------------------------|
| 1 | 下水道管きよの長寿命化事業            | 長寿命化基本計画を策定し、管きよの調査を行い、状況に応じた延命化等の工事を実施します。 |
| 2 | 羽村駅西口土地区画整理事業地区の公共下水道の整備 | 土地区画整理事業の進捗にあわせ、公共下水道の整備を行います。              |
| 3 | 雨水管きよの整備                 | 雨水管きよの整備を推進し、浸水被害の解消を図ります。                  |
| 4 | 雨水浸透施設設置費助成              | 個人住宅などに設置する雨水浸透枳等について、設置費の一部を助成し、普及を促進します。  |

### 目標指標

|     | 指標名                           | 現状                  | 目標<br>(平成 28 年度) |
|-----|-------------------------------|---------------------|------------------|
| 指標1 | 下水道管きよの長寿命化実施済延長              | 0.0km<br>(平成 22 年度) | 10km             |
| 指標2 | 雨水管きよの整備割合<br>(整備完了区域/事業認可区域) | 53.8%<br>(平成 22 年度) | 54.7%            |



## 第5章 基本構想を推進するために

# 基本構想を推進するために

基本構想を推進するために

.....

基本施策1 行財政運営の充実

施策34 行政運営  
施策35 経営管理





## 基本方針

市民と行政が、それぞれの役割を担い、ともに課題解決に取り組んでいくため、わかりやすい行政情報の提供と行政への市民参画を推進します。また、広域連携による行政運営を推進していきます。

## 現状と課題

- 1 市では、各種審議会などへの市民委員の公募や意見公募手続(パブリックコメント)など、市民参画の仕組みづくりに取り組んできました。また、防犯対策やコミュニティバスの運行、長期総合計画策定などにおいて市民懇談会を開催するなど、様々な行政分野における計画づくりや事業運営に、市民が意見や提案を行える機会を設け、行政への市民参画を推進してきました。

市民と行政が、それぞれの役割を担い、協働してまちづくりを進めていくためには、これまで実施してきた市民参画をさらに拡充していく必要があります。

- 2 市では、「広報はむら」、「はむらの教育」をはじめ、市公式ホームページやメール配信、ケーブルテレビを利用したテレビ番組「テレビはむら」などを活用し、市政情報を市民に提供しています。

広聴活動では、世論調査や市長への手紙、市長とトークなど、市民の意見を聴く機会を設け、得られた意見等を市政運営に反映してきました。

地方分権の進展に伴い、地方自治体には、地域の特性に合った自主・自立の行政運営が求められるようになり、住民と協働した「自己決定・自己責任」のまちづくりが求められています。

そのためには、行政施策などを市民にわかりやすく説明し、理解と関心を高めることが重要です。

今後は、市民と行政のパイプ役となる広報を、子どもから高齢者まで、だれにもわかりやすいものに充実していくとともに、ホームページやメールなどの機能を活用し、行政からの情報発信と市民の声を受信する双方向性や即時性を重視した広報広聴活動を進めていく必要があります。

また、市民が、日常生活で抱える不安や問題を解消するため、相談機能の重要性が高まっています。

- 3 市は、姉妹都市との交流や一部事務組合、西多摩地域広域行政圏協議会、産業分野における青梅線沿線地域産業クラスター協議会など、自治体相互や関係機関との広域連携による行政運営に取り組んできました。

市民ニーズが多様化し、求められる市民サービスも多様化してきた今日、複数の自治体が連携して効率的に市民サービスの幅を広げていくことが重要となっています。このため、今後も広域にわたる様々な行政課題を解決するために、行政の各分野において広域連携の組織づくり、ネットワークの構築を進めていくことが必要です。

## 今後の方向性

---

### 1 行政への市民参画の推進

- 1) 市民からの提言や意見を市政運営に反映させるため、市民懇談会やタウンミーティング、ワークショップなど多様な手法により、市民参画の機会を充実します。
- 2) 各種審議会や委員会の市民公募枠をさらに拡大し、行政への市民参画を推進します。
- 3) 活力ある市政に向けて、若者や企業の参画を促進します。

### 2 広報広聴の充実

- 1) 市政への理解と関心を高めるため、市民だれにもわかりやすい広報活動を推進します。
- 2) インターネットの双方向機能や即時性を活用した新たな広報広聴活動に取り組みます。
- 3) 各種市民意識調査や世論調査、市長とトークなどにより、幅広く市政に対する市民の意見を把握し、行政運営に役立てます。
- 4) 多様化する市民ニーズにあわせた相談業務の充実を図ります。

### 3 広域行政の推進

- 1) 行政の枠を越えた課題の解決や自治体間の行政サービスの相互利用などを図るため、新たな広域連携の組織づくり、ネットワークの構築に努め、広域的な行政運営を推進します。

## 主 な 事 業

|   | 事業名               | 事業内容                                                                     |
|---|-------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 市民公募枠の拡大          | 審議会・懇談会などの市民公募枠を拡大するとともに、市民が参画しやすい環境づくりに努めます。                            |
| 2 | 多様な市民参画の推進        | 若者や企業の意見を聴く機会としてフォーラムなどを定期的に行います。また、大学との連携で市民参画による事業を実施します。              |
| 3 | 公共施設見学会の実施        | 公共施設の見学会を定期的に行い、市政への理解・関心を高めます。                                          |
| 4 | 市民にわかりやすい広報紙づくり   | 子どものページや行政施策の解説などを取り入れた編集を行い、わかりやすい広報紙づくりを推進します。                         |
| 5 | ガイドブックはむらの作成      | 市民が必要とする市政情報や生活情報をまとめたガイドブックを定期的に発行します。                                  |
| 6 | 市公式サイト(ホームページ)の充実 | ビジュアル面(写真・動画・音声など)を充実します。また、市民と行政や市民同士の交流が図れる新たなコミュニケーション機能の導入について検討します。 |
| 7 | 市民相談の充実           | 相談の開催回数の増や新たな相談の開設、専門的な相談に関する関係機関との連携など、市民相談の充実を図ります。                    |
| 8 | 広域連携の推進           | 新たな広域連携の組織、ネットワークを構築します。                                                 |

## 目標指標

|     | 指標名                   | 現状                      | 目標<br>(平成 28 年度) |
|-----|-----------------------|-------------------------|------------------|
| 指標1 | 市政世論調査における市民参画への満足度   | 63.0%<br>(平成 22 年度)     | 73%              |
| 指標2 | 審議会などの公募市民の割合         | 6.5%<br>(平成 23 年 3 月)   | 13%              |
| 指標3 | 市政世論調査における広報広聴活動への満足度 | 63.4%<br>(平成 22 年度)     | 70%              |
| 指標4 | ホームページの年間アクセス件数       | 338,508 件<br>(平成 22 年度) | 400,000 件        |
| 指標5 | メール配信サービス登録アドレス数      | 12,451 件<br>(平成 22 年度末) | 25,000 件         |

## 基本方針

より質の高い市民サービスを提供していくため、経営資源（人・物・金・情報など）を効率的、有効に活用した自治体経営を目指します。

## 現状と課題

- 1 市では、長期総合計画の実現のため、行政分野ごとに必要に応じて個別の計画を定め、それぞれに進行管理を行い、年間を通じたPDCAサイクル<sup>※1</sup>による行政総合マネジメントを実施し、事業の推進を図ってきました。  
また、平成17年に策定した「行財政改革推進プラン」に基づき、民間活力の導入、行政評価や事業仕分けを活用した事業の見直し、職員定数の削減などに取り組み、行政のスリム化・効率化を進めてきました。  
今後も、行財政改革を一層推進し、効率的で持続可能な自治体経営を行っていく必要があります。
- 2 市では、これまで予算編成における歳入歳出のバランスや中長期的な資金運用などに配慮しながら、健全な財政運営に努めてきました。また、平成21年度からの世界的な経済危機の市内経済への影響に対し、緊急経済財政対策を講じ、経費節減による歳出の抑制、市税の収納率の向上努力や新たな財源の確保などに取り組んできました。  
財政は、自治体経営の重要な要素であり、税収が減少する中、増大する行政需要に対応し、必要な市民サービスを安定的に提供していくために、健全な財政運営の重要性はますます高まっています。  
今後も、社会経済状況や地方財政制度の動きを適確に把握し、質の高い市民サービスを安定的に提供していくための財源確保と堅実で健全な財政運営を行っていく必要があります。
- 3 市では、国の新電子自治体推進指針などを踏まえ、市税の電子申告やコンビニエンスストアでの市税、上下水道料等の収納などのほか、ホームページ作成・管理システムを導入するなど、情報化施策を進めてきました。  
今後も、行政サービスの情報化を図るため、情報システムの再構築や更改を計画的に行うとともに、個人情報の保護・情報セキュリティ対策などをさらに充実させていく必要があります。
- 4 市は、定員管理計画を定め、正規職員の人員の適正化を図ってきました。人事制度では、人事評価や自己申告制度などの運用を通じて、職員の能力開発や職場の活性化に取り組んできました。

<sup>※1</sup> PDCA サイクル：Plan（計画）－ Do（実施）－ Check（検証・評価）－ Action（改善）というPDCA マネジメントサイクルによって、施策の立案や改善につなげるもの。

また、豊富な知識と高い職務遂行能力を備え、様々な市民ニーズに応えることができるよう職場の内外において、様々な機会をとらえて研修を行い職員の育成を図っています。

今後は、基本構想を実現し市民のための自治体経営を推進するために、政策体系を考慮した組織編成と職員定員管理を行っていくとともに、組織内の連携をより強化していく必要があります。また、将来を見据え、経営を担う人材の育成に取り組む必要があります。

- 5 市が保有する公共施設は、多くが昭和 40 年から平成元年までの間に建築されています。近年、公共施設の老朽化が進んできており、こうした施設の更新や維持管理が課題となってきました。公共施設を長期にわたり安全で安心して有効に活用できるよう、計画的な維持管理を行っていく必要があります。

#### 行政総合マネジメントのイメージ図



## 今後の方向性

---

### 1 経営管理の充実

- 1) 行財政改革基本計画に基づき、今後も継続した改革に挑み、簡素で効率的な自治体経営を実現するため、イノベーション(経営革新)を加速していきます。
- 2) 計画・予算、事業実施、評価など、一連の PDCA サイクルに、組織編成や人材育成なども連動させた総合的な経営管理システムを構築します。

### 2 安定的で健全な財政運営の推進

- 1) 新たな公会計システム等を活用し、より健全な財政運営を図ります。
- 2) 経済情勢の変化に即応できるよう、基金や市債等の有効活用を図り、計画的な視点に立った財政運営を行います。
- 3) 市税収納率の向上のため、未納者への早期対応を図るなど現年度対策を強化します。また、過年度分の滞納者に対する財産調査・滞納処分を行い、滞納繰越分の収納に努めます。
- 4) 財政白書や予算説明書を活用した市民にわかりやすい財政情報を提供していきます。

### 3 情報化の推進

- 1) インターネットなどの情報通信技術を活用し、申請・届出・申込みなどのオンライン手続き項目の拡大を進めます。
- 2) 市が保有する情報資産を適切に管理・運用するため、個人情報の保護、情報セキュリティ対策などの安全性の確保をより徹底していきます。
- 3) 情報公開を推進し、より開かれた市政運営を目指します。

### 4 組織の強化

- 1) 将来を見通した定員管理計画を定め、それに基づく人員配置により、持続可能な組織体制を構築します。
- 2) 人事評価制度や自己申告制度などの人事管理制度の活用を図り、職場の活性化、職員の能力開発や意識改革に取り組みます。
- 3) 複雑化、多様化する市民ニーズに対して、的確に対応できる豊富な知識や高い能力を持った職員を育成するため、人材育成基本方針に基づき職員の人材育成に取り組みます。
- 4) 市民サービスが的確に効率的に提供できるよう、組織内部での連携を強化していきます。

## 5 公共施設の維持管理

- 1) 老朽化が進む公共施設を、いつまでも安全で安心して利用できる施設としていくために、適切な点検・調査を実施し、公共施設全体に関わる調整を行い、計画的な維持管理と施設環境の整備を進めます。

### 主 な 事 業

|    | 事業名                           | 事業内容                                                            |
|----|-------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 1  | 行財政改革の推進                      | 行財政改革基本計画に基づき、行政全般にわたる行財政改革を推進します。                              |
| 2  | 経営管理システムの構築                   | 行政総合マネジメントシステムの改善を図り、組織編成や人材育成等と連動した経営管理システムを構築します。             |
| 3  | 財政情報の提供                       | 市の財政状況をわかりやすく市民に伝えるため、財政情報紙を発行します。                              |
| 4  | 市税収納率の向上                      | 適切で実効性のある市税収納対策を検討し、収納率の向上を図ります。                                |
| 5  | 情報セキュリティマネジメントシステムの充実         | 市が保有する情報資産のセキュリティ対策のため、情報セキュリティポリシーの見直しを行うとともに、内部・外部監査の充実を図ります。 |
| 6  | 情報機器の整備と運用                    | 行政の情報化を一層推進するため、情報システム機器の計画的な更改や新たな機能の追加を図り、事務の効率化・高度化を進めます。    |
| 7  | 定員管理計画の策定                     | 将来にわたって適正な職員体制となるよう、計画的な定員の管理・運用を行います。                          |
| 8  | 人事管理制度の充実                     | 人事評価制度、自己申告制度の適正な運用を図るとともに、評価結果を処遇に反映する仕組みづくりに取り組みます。           |
| 9  | 人材育成の充実                       | 職員の専門的知識・技術の習得や能力開発、意識改革のため、様々な機会をとらえて職員研修を行います。                |
| 10 | 公共建築物維持保全計画 <sup>※1</sup> の運用 | 公共建築物の総合的な維持保全計画について、予算と連携した適切な運用を図ります。                         |

※1 公共建築物維持保全計画：市が所有する既存公共建築物の現状と維持保全について検証し、将来的な改修・修繕などに要する費用を試算し、計画的な改修時期などにより建築物の長寿命化・延命化とライフサイクルコストの削減等を目指した計画。

## 目標指標

|     | 指標名                                     | 現状                      | 目標<br>(平成 28 年度) |
|-----|-----------------------------------------|-------------------------|------------------|
| 指標1 | 行財政改革基本計画達成率                            | —                       | 80%              |
| 指標2 | 自主財源比率                                  | 60.2%<br>(平成 23 年度予算)   | 65.0%            |
| 指標3 | 財政情報の提供                                 | 広報紙による財政状<br>況の公表 年 2 回 | 財政情報紙発行<br>年 2 回 |
| 指標4 | 市政世論調査における行政サービスの情報<br>化、セキュリティ対策等への満足度 | 61.6%<br>(平成 22 年度)     | 68%              |